省令

○厚生労働省令第八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第二項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三(二十六)の項を次のように改める。

三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフエニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフエニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の潜血検査 六　医師が必要と認める場合は、尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフエニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフエニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四(二十六)の項を次のように改める。

三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフエニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第九号

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第六十条第二項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号中「第五条第二号各号」を「第五条各号」に改める。

第四十二条第一項中「同年六月三十日」を「同月三十日」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　令第五条各号に該当していない旨

第六十条第二項第五号イ中「できる」を「ができる」に改める。

第六十三条第一項第四号を次のように改める。

四　国民年金手帳の記号番号

第六十三条第二項第一号中「及びその者が加入していた被用者年金制度」を削る。

第七十二条第一項四号を次のように改める。

四　国民年金手帳の記号番号

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。